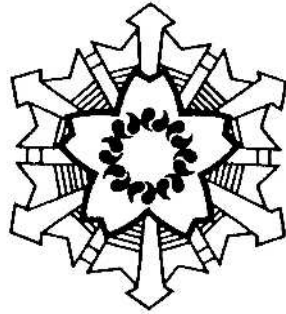


令和 8 年度

# 消防学校要覧



埼玉県消防学校

# 目 次

## 第1 埼玉県消防学校の概要

1 学校の沿革	1
2 教育の目的及び校訓	1
3 消防学校の機構と職員配置	2
4 消防学校施設の概要	3
5 教育資機材	7

## 第2 教育訓練の状況

1 令和8年度教育訓練の到達目標及び教育対象	8
2 令和8年度教育訓練実施計画表	10
3 令和7年度教育訓練実施状況	11
4 消防学校教育訓練実績	14
5 令和7年度消防本部別教育訓練状況	16

## 第3 参 考 資 料

1 埼玉県消防学校校則	18
2 埼玉県消防学校細則	21
3 救急救命士の養成及び救急救命士に対する教育訓練に関する細則	27
4 消防学校校歌・吹上寮寮歌	32
5 県内消防本部一覧	33

# 第1 埼玉県消防学校の概要

## 1 学校の沿革

昭和19年	7月	8日	内務省訓令により川口市本町2丁目99番地に「埼玉県消防練習所」を設置する。
昭和23年	2月	5日	埼玉県消防練習所を「埼玉県消防訓練所」と改める。
昭和25年	5月	9日	埼玉県告示第177号により、浦和市常盤町10丁目20番地に「埼玉県消防学校」を設置、附則により消防訓練所の位置を廃止する。
昭和27年	2月	15日	浦和市北浦和町4丁目37番地（旧北浦和庁舎内・別棟）へ移転する。
昭和29年	10月	13日	浦和市高砂町3丁目37番地（旧県庁舎内）へ移転する。
昭和30年	8月	9日	浦和市高砂町3丁目37番地（新庁舎内西側2階・教室3階）へ移転する。
昭和35年	4月	5日	浦和市常盤町4丁目93番地（旧常盤庁舎3棟）へ移転する。
昭和41年	10月	15日	大宮市土呂町2丁目24番1号（地方公務員研修所・消防学校合同庁舎）へ移転する。
昭和51年	5月	1日	北足立郡吹上町袋30番地に「埼玉県消防学校吹上分校」を設置する。
昭和54年	1月	7日	北足立郡吹上町袋30番地に本校を移転し、埼玉県消防学校吹上分校を廃止する。
平成6年	6月	1日	埼玉県消防学校に「埼玉県防災学習センター」を設置する。
平成9年	4月	1日	埼玉県防災学習センターを消防防災課に移管する。
平成19年	4月	1日	埼玉県救急救命士養成所と統合する。
平成26年	3月	12日	救急救命士養成担当をさいたま市桜区上大久保519番地から、さいたま市浦和区仲町3丁目5番8号（埼玉県危機管理防災センター内）へ移転する。
平成29年	3月	21日	救急救命士養成担当をさいたま市浦和区仲町3丁目5番8号（埼玉県危機管理防災センター内）からさいたま市中央区新都心1番地2（埼玉県立小児医療センター8階）へ移転する。

## 2 教育の目的及び校訓

### (1) 学校教育の目的

消防職員及び消防団員に対して、消防の任務を正しく認識させるとともに、資質の向上、知識・技能の修得、体力の練成、規律の保持、協同精神の涵養などを主眼とした教育訓練を行い、もって人格の高揚に努め、その職務遂行に万全を期すことを目的とする。

### (2) 校 訓

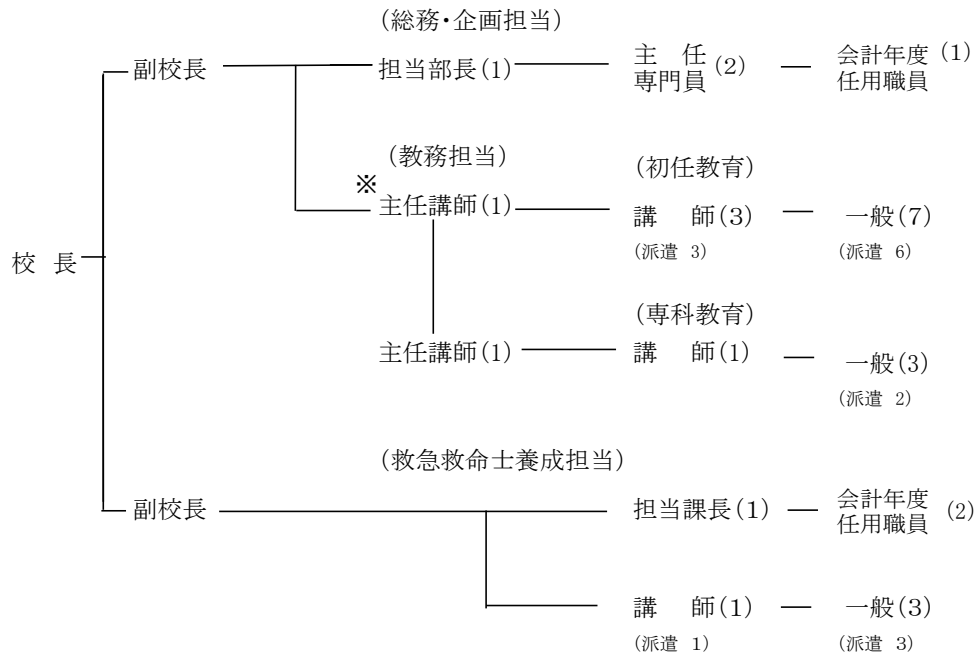
昭和63年3月7日に校訓「使命自覚、規律厳守、自己啓発」として定め、教育理念・目標の具現化のため、機会あるごとにその意義と重要性を啓発するものである。

### 3 消防学校の機構と職員配置 (令和8年4月1日現在)

(1) 機構図

知事 — 副知事 — 危機管理防災部 — 消防課 — 消防学校

(2) 消防学校職員配置



※ 教務担当主任講師は、消防課消防・救急担当主幹を兼務する。

## 4 消防学校施設の概要

### (1) 建物の構造、面積等

敷地面積 35,657.26 m<sup>2</sup>

単位：m<sup>2</sup>

建物の名称	構造	規模	建築面積	延面積	建設年度
校舎棟・宿舍棟 資料談話室棟 食堂棟	鉄筋コンクリート造	3階建	2,425.38	5,484.75	昭和53年度
屋内訓練場	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階建	1,159.35	1,495.56	昭和54年度
訓練塔	〃	8階建	169.13	589.43	昭和55年度
水難救助訓練場	鉄筋コンクリート造	平屋建	160.75	160.75	昭和55年度
車庫No.1	鉄骨造	〃	322.38	322.38	昭和53年度
車庫No.2	〃	〃	245.78	245.78	昭和51年度
洗濯棟	鉄骨造	〃	117.56	117.56	昭和63年度
専科教育棟	〃	2階建	446.47	848.16	平成16年度
資機材倉庫	〃	〃	164.13	322.20	平成16年度
厚生棟	〃	平屋建	217.76	217.76	平成16年度
建物火災訓練	〃	2階建	75.70	104.34	平成28年度
合計			5,504.39	9,908.67	

### (2) 校舎及び宿舍棟等の用途別面積

#### ア 校舎及び宿舍棟

単位：m<sup>2</sup>

使用区分	室名	室数	面積	室名	室数	面積	室名	室数	面積	
校舎棟	管理室	校長室	1	33.2	医務室	1	23.4	消耗品庫	1	11.7
		職員室	1	119.0	会議室	1	35.1	職員室分室	1	66.6
		講師控室Ⅰ	1	23.4	講師控室Ⅱ	1	11.7			
	教室	初任教室	3	各79.2	視聴覚教室	1	282.2	理化学実験室	1	122.1
		初任教室	1	99.9	中講義室	1	122.1			
宿舍棟	宿舎	男子寮室	47	各23.8	寮直室	1	41.0	当直室	1	19.5
		特別室	1	63.24	多目的室	1	47.6	男子浴場	1	155.4
		女子寮室	6	各23.8	女子談話室32.5 女子洗濯室9.5					
その他	洗濯棟117.5m <sup>2</sup> 食堂156.7m <sup>2</sup> 談話室45.5m <sup>2</sup> 女子寮室に浴室、洗面所、トイレ有り									

#### イ 専科教育棟など

単位：m<sup>2</sup>

使用区分	室名	室数	面積	室名	室数	面積	室名	室数	面積
専科教育棟	トレーニング室	1	74.0	乾燥室	1	53.2	男子ロッカー室	1	119.7
	男子シャワー室	1	26.6	女子ロッカー室	1	26.6	女子シャワー室	1	8.4
	多目的室	1	74.0	大講義室	1	199.5	会議室	1	79.8
	厚生棟 (食堂兼図書学習室)	食堂105.4m <sup>2</sup> キャンプ-30.9m <sup>2</sup> 図書学習室66.1m <sup>2</sup>							

(3) その他の施設

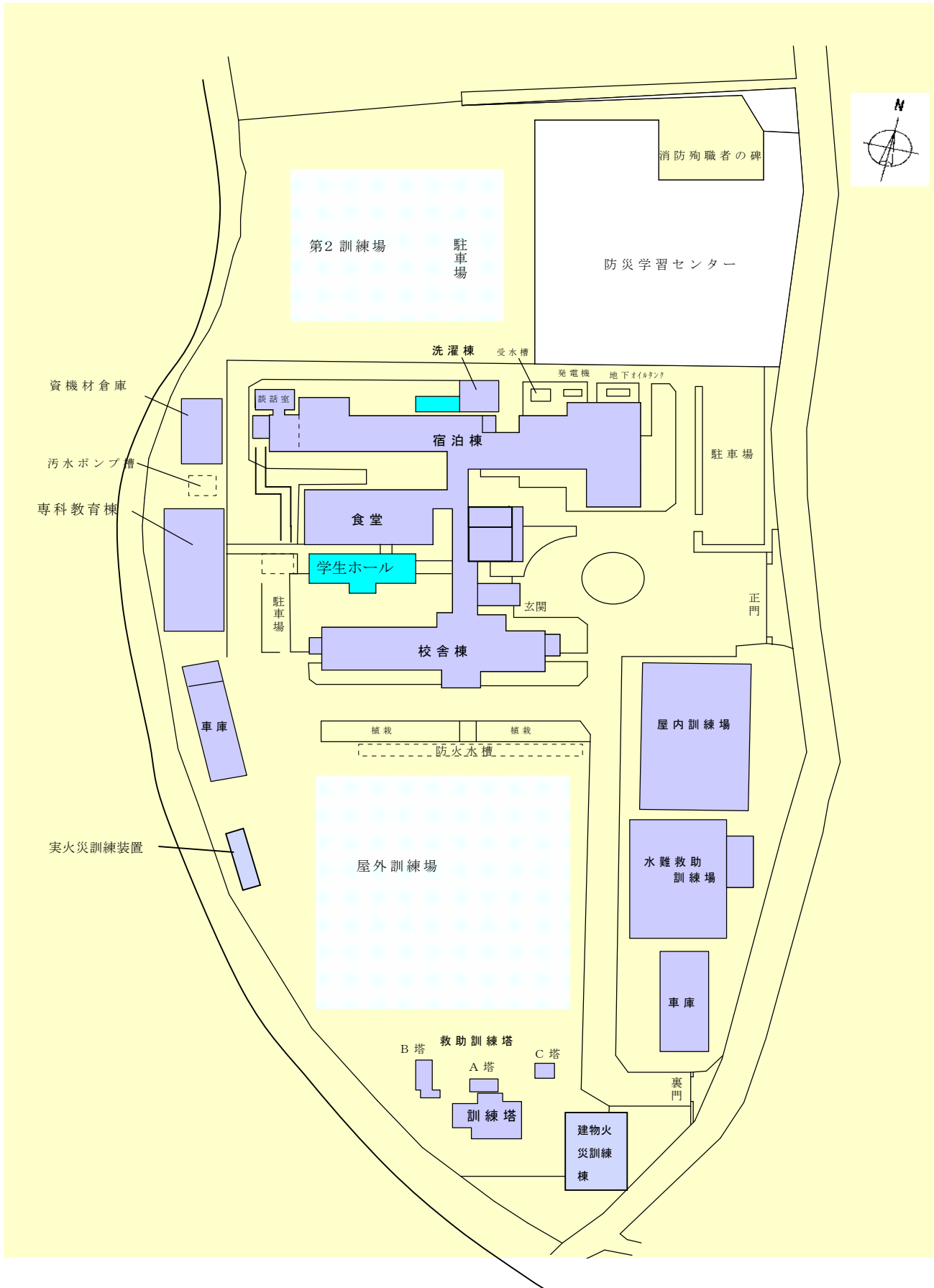
種 別	規 模	施設数	摘 要
屋外訓練場	約 16,000m <sup>2</sup>	2	・屋外訓練場 約12,000m <sup>2</sup> (照明塔5基) アスファルト舗装 ・第二訓練場 約4,000m <sup>2</sup> (照明塔2基) アスファルト舗装
貯 水 槽	約150m <sup>3</sup>	1基	幅1.5×深2.0×長50m 吸管投入口8基、消火栓6基
救助訓練塔	15m、7m	3基	A塔・鉄骨造 15m×1基(訓練塔に併設) B、C塔・鉄骨造 7m×2基(渡過訓練用)
水難救助 訓練施設	660m <sup>3</sup>	1基	幅16×深1.3~2.0×長25m、7コース 水難救助訓練場に設置
建物火災 訓練棟	105m <sup>2</sup>	1棟	鉄骨造 2階建

(4) 救急救命士養成担当(埼玉県小児医療センター8階)

単位：m<sup>2</sup>

使用区分	室 名	室数	面 積	室 名	室数	面 積
救急救命士 養成課程	教 室	1	131.6	更衣室	2	33.3
	実習室	1	290.9	休憩スペース	1	134.9
	図書室	1	30.1	事務室	1	90.1
	実習用機材庫	1	55.0			

# 消防学校建物配置図





## 5 教育資機材

### 保有車両

(教務担当)

令和8年4月1日現在

種 別	年式（登録年月）	車 名	艀 装	燃料
消防ポンプ自動車(CD-1)	令和5年式 (R5.3)	日野	モリタ	軽油
消防ポンプ自動車(CD-1)	平成30年式 (H30.3)	日野	モリタ	軽油
消防ポンプ自動車(CD-1) 貸与	平成27年式 (H27.11)	日野	モリタ	軽油
消防ポンプ自動車(CD-1)	平成24年式 (H24.3)	いすゞ	日本機械工業	軽油
消防ポンプ自動車(CD-1)	平成21年式 (H21.11)	日野	モリタ	軽油
消防ポンプ自動車(CD-1)	令和6年式 (R6.1)	いすゞ	日本機械工業	軽油
水槽付消防ポンプ自動車(水1-A)	平成23年式 (H23.3)	いすゞ	GM市原	軽油
水槽付消防ポンプ自動車(水1-A)	令和7年式 (R7.5)	日野	日本機械工業	軽油
救助工作車(5.5t車級)	平成27年式 (H27.3)	日野	モリタ	軽油
指揮車	平成31年式 (H31.2)	日産	坂田自動車工業	ガソリン
高規格救急自動車	平成20年式 (H20.11)	トヨタ	トヨタ	ガソリン
高規格救急自動車	令和2年式 (R2.2)	トヨタ	トヨタ	ガソリン
連絡車(ボンゴ)	平成24年式 (H24.5)	マツダ	—	ガソリン
連絡車(シエンタ) リース契約	令和3年式 (R3.3)	トヨタ	—	ガソリン

(救急救命士養成担当)

種 別	年式（登録年月）	車名	艀装	燃料
連絡車(サニー)	平成11年式 (H11.9)	ニッサン	—	ガソリン

## 第2 教育訓練の状況

### 1 令和8年度教育訓練の到達目標及び教育対象

#### (1) 消防職員

種類及び種別	到達目標	教育対象
初任教育	現地に配属後、直ちに警防隊員として活動できる。	初任教育未修了の者
専科教育	警防科 警防行政の現状と課題を理解するとともに各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場においては部隊を適切かつ効果的に指揮できる。	警防活動に従事する指揮・指導的立場の者で、消防大学の教育訓練修了歴がない者
	特殊災害科 特殊物質に関する専門知識を基に、特殊・異様災害を含む態様に応じた消防活動要領を理解し、現場で隊員の安全を最優先に適切かつ効果的な戦術を指揮できる。	警防、救助又は救急業務の指揮、指導的立場の者
	予防査察科 査察業務に関する専門知識及び技能を修得し、厳正で公正な査察及び重大な違反対象物に対する是正指導、権限行使が行える。	予防・査察業務担当として従事している者又は従事する予定の者
	救急科 救急医学に関する基礎知識に基づき、応急処置時における的確な観察・判断能力、応急処置に必要な専門的スキルを修得し、救急隊員として活動できる。	救急業務に従事させようとする者 (日赤救急員の有資格者、初任教育救急講習修了者又はこれらと同等以上の知識技能を有する者)
救助科 救助活動に係る最新の専門的知識及び高度な技能及び技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できる。また、救助活動及び救助訓練に必要な健康管理ができる。	救助業務に従事させようとする者で、初任教育修了者かつ採用後3年以上の消防経験を有する35歳以下の者	
幹部教育	初級幹部として、旺盛な職務遂行意欲にあふれ消防行政の現状や課題を理解し、上司の補佐及び部下の指導を行い、業務を遂行できる。	消防司令補及び部隊又は係の長である消防士長の階級にある者

種類及び種別	到達目標	教育対象
救急救命士養成教育	救急業務に一定期間以上従事している消防職員が、救急救命士法に基づく救急救命士国家試験受験資格を取得する。	次に掲げるいずれにも該当する者 ①救急救命士法施行規則第14条で定める講習の課程を修了した者(救急Ⅱ課程又は救急標準課程修了者) ②救急救命士法施行規則第15条で定める期間以上救急業務に従事した者(5年以上又は2000時間以上) ③救急救命士法施行規則第16条で定める現に救急業務に従事している者

種類及び種別		到達目標	教育対象
特別教育	警防活動教育	厳しい条件下において、警防活動を遂行し得る旺盛な士気の下に基本的知識と技術の向上が図られ、警防隊員として適切かつ効果的な消防活動ができる。	警防活動に従事させようとする者で、初任教育修了者かつ採用後3年以上の消防経験を有する35歳以下の者
	幹部特別教育	消防に関する教育指導技法及び安全管理等の高度な知識及び技術を修得し、職場研修等の推進役となれる。	職場教育等の指導に従事させようとする者で、消防司令補又は消防士長の階級にある原則として40歳以下の者
	実火災訓練教育	火災現場における各級指揮者として、消防活動に困難を伴う災害現場において、安全管理に配慮しつつ、適切・効果的な消防戦術をできる。	警防救助活動に従事する部隊の長又はこれに準ずる45歳以下の健康状態が良好である者。
	救急救命士特別教育 指導救命士養成研修	指導救命士に必要とされる知識及び技術を習得させる。	所属の消防長が指導救命士として埼玉県メディカルコントロール協議会に推薦をするために研修を必要とする者。（「埼玉県メディカルコントロール協議会指導救命士認定要領」第3条（第6号を除く各号）の要件を満たし、指導救命士養成研修修了後、直ちに同要領第4条に基づく認定の申請ができる者。）

## (2) 消防団員

種類及び種別		到達目標	教育対象
基礎教育		地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解している。災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できる。	消防団員としての実務経験が概ね3年に満たず、消防学校における教育訓練を受講したことのない者で、所定の現地教育を修了した者
幹部教育	初級幹部科	消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領、安全管理の重要性について深く理解している。地域住民に対して防災指導を行える。	団長から推薦を受けた初級幹部団員（班長）
	現場指揮課程	大規模災害時における現場指揮者として、職責を自覚し、現場の指揮について実践的な実技が行える。	団長から推薦を受けた中級幹部団員（部長又は部長と同等の実務経験を有する班長）
	分団指揮課程	大規模災害時における現場指揮者として、職責を自覚し、分団本部現場における指揮が行える。	団長から推薦を受けた中級幹部団員（分団長、副分団長）

### 3 令和8年度教育訓練実施計画表

安全管理  
推進月間

学科及び課程		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数	日数	入校定員	
消防 職員	初任教育	4/13(月)		第153期 6/5(金)~7/23(木)			9/10(木)	10/14(水)		第154期 12/10(木)~22(火)			3/18(木)	2	各103	各140	
	警防科													1	9	50	
	特殊災害科												第13期 3/9(火)~17(水)	1	7	50	
	専科教育													1	9	50	
	予防査察科													1	9	50	
	救急科													3	各34	各96	
	救助科													1	22	60	
	初級幹部科													1	9	50	
	養成教育													1	約150	30	
	救急救命士養成教育													3	各3	30	
	事前教育													1	7	50	
	警防活動教育													4	各10	各2	
	特別教育													4	各1	各18	
消防 団員	基礎教育 (原則土曜日)													1	16	30	
	指導救命士養成研修													5	各1	各140	
	初級幹部科													1	1	140	
	幹部教育	現場指揮課程													1	2	64
		分団指揮課程													1	1	90
	民間教育														随時		
	9月27日安全管理の日																

※消防団員教育の日程は全て予定の日程です。

### 3 令和7年度教育訓練実施状況

#### (1) 消防職員に対する教育訓練

##### ア 初任教育

各消防本部に新たに採用された職員に対して、消防業務全般について概要を理解させるとともに、現地配属後、直ちに警防隊員として活動できるように基礎的教育を実施した。

期 別	実施期間	実日数	延時間	人 員	摘 要
第151期	R 7. 4. 8～R 7. 9. 4	1 0 3 日	823 時間	1 4 0 人	( 1 2 )
第152期	R 7. 10. 14～R 8. 3. 19	1 0 3 日	823 時間	1 3 9 人	( 1 2 )
合 計		—	—	2 7 9 人	( 2 4 )

※摘要欄の（）数字は、女性のうち数。以下同じ。

##### イ 専科教育

消防職員に対して、社会事象の変遷に伴う火災等の災害に関する専門的かつ高度の知識及び技術を修得させる教育訓練を実施した。

科の種別	期 別	実施期間	実日数	延時間	人 員	摘 要
警 防 科	第21期	R 7. 12. 4～12. 16	9 日	72 時間	6 3 人	( 1 )
火災調査科	第11期	R 7. 7. 28～ 8. 7	9 日	72 時間	6 4 人	( 2 )
救 急 科	第156期	R 7. 6. 6～ 7. 24	3 4 日	272 時間	8 5 人	( 2 )
〃	第157期	R 7. 10. 9～11. 28	〃	〃	8 4 人	( 6 )
〃	第158期	R 8. 1. 14～ 3. 4	〃	〃	8 1 人	( 2 )
救 助 科	第39期	R 7. 9. 4～10. 6	2 1 日	168 時間	6 0 人	( 1 )
合 計			—	—	4 3 7 人	( 1 4 )

##### ウ 幹部教育

幹部職員等に対して、必要な管理監督・統括能力の育成及び資質の向上を図るため教育訓練を実施した。

科の種別	期 別	実施期間	実日数	延時間	人 員	摘 要
初級幹部科	第53期	R 7. 8. 18～ 8. 28	9 日	72 時間	4 8 人	( 2 )
合 計			—	—	4 8 人	( 2 )

## エ 救急救命士教育

救急救命士法に基づく救急救命士国家試験受験資格取得のため、教育訓練を実施した。

教育内容	回 別	実施期間	実日数	延時間	人員
養成教育訓練	第26期	R7. 7. 25～R8. 3. 10	149日	1,154時間	30人
事前教育訓練	第1回	R7. 4. 16～R7. 4. 18	3日	24時間	21人
	第2回	R7. 5. 14～R7. 5. 16	3日	24時間	30人
	第3回	R8. 1. 14～R8. 1. 16	3日	24時間	9人
合 計			—	—	90人

## オ 特 別 教 育

現時点の課題等に応えるため、特別の目的のための教育訓練を実施した。

教育内容	回 別	実施期間	実日数	延時間	人員	摘要
警 防 活 動 教 育	第20回	R 7. 5. 27～ 6. 4	7日	56時間	60人	(1)
実科指導員教育	第28回	R 8. 3. 16～ 3. 18	3日	24時間	39人	
幹 部 特 別 教 育	第307回	R 7. 5. 26～ 6. 6	10日	80時間	3人	
	第308回	R 7. 9. 8～ 9. 22	10日	80時間	1人	
	第309回	R 7. 9. 22～10. 6	10日	80時間	3人	
実火災訓練教育	第25回	R 7. 12. 18	1日	8時間	18人	
	第26回	R 7. 12. 19	1日	8時間	18人	
	第27回	R 7. 12. 23	1日	8時間	18人	
	第28回	R 7. 12. 24	1日	8時間	18人	
小 計			—	—	178人	(1)
救急救命士特別教育 ※ビデオ喉頭鏡による 気管挿管追加講習	第1回	R7. 5. 7	1日	8時間	18人	
指導救命士養成研修	第8期	R7. 6. 11～7. 2	16日	128時間	24人	
小 計			—	—	42人	
合 計			—	—	220人	(1)

(2) 消防団員に対する教育訓練

消防団員に対し、消防の責務を正しく認識させるとともに消防に関する知識の修得及び技術を向上させる教育訓練を実施した。

教育内容		回 別	期 間	実日 数	延時間	人員	摘要
消防団員基礎教育		第1回	R 7.11.15	1日	24時間	60人	(2)
		第2回	R 7.11.29	1日	24時間	95人	(8)
		第3回	R 7.12.13	1日	24時間	104人	(11)
		第4回	R 8. 2.14	1日	24時間	78人	(7)
		第5回	R 8. 3. 8	1日	24時間	65人	(9)
初級幹部科		第22期	R 8. 1.17	1日	7時間	128人	(3)
指揮 幹部科	現場指揮 課程	第23期	R 8. 1.30～ 1.31	2日	14時間	56人	(1)
	分団指揮 課程	第24期	R 8. 2.28	1日	10時間	83人	
合 計				—	—	669人	(41)

4 消防学校教育訓練実績

年度	消防職員教育																			
	初任教育		専科教育												幹部教育					
	警防課程	警防科 無線通信	特殊 災害科	予防科			火災調査	予防査察科	機関科	救急科		救助科	初級幹部科	中級幹部科	上級幹部科					
予防				危険物	査察	標準課程				救急Ⅱ										
昭和25	108																			
26	100																			
27	19				24															
28	27									15										
29	19																			
30	24		48																	
31	22							17		26										
32	33		48					17												
33	30		60																	
34	59																			
35	96																			
36	66		59															70		
37	52							40		33										
38	77																			
39	78									49								45		
40	182		120							59										
41	165									50										
42	166							96		54								78		
43	197		97					128		46	101									
44	190		59			89					111									
45	129		87							48	91							85		
46	236		57			59				52	103									
47	237		50			52				45	106									
48	313 (6)		56			55					111							60		
49	319 (3)		58			50		55		50	102							100		
50	319		50						98	96	50							50	50	
51	479		48			50		50		100	53		46				50			
52	313	46	48			43				44	111		43				97			
53	324 (4)		45				45			45	115		45				94			
54	299	44	77			42		44	42	43	403						50			
55	272		50				39		49	46	386		40					32		
56	249		58			49	45			50	454		40					38		
57	250		60						55	50	414		50				55			
58	208	58	60					48	62		414		50				59	42		
59	153		60			58	54	55	64	48	339		48				59			
60	113	47	60			55	41	46	58	51	238		56				60	47		
61	139		60					60 (3)	60		171		56				60	51		
62	162 (2)		60						60		185		82				61 (3)			
63	140 (2)		60			65 (2)				52	208		84					57		
平成元	160 (2)	55					48	56 (1)	59		189		84				55			
2	205 (5)	59							59		173		84					56		
3	215 (9)	49				51			49		64		60	64			54			
4	262 (9)	66				60 (2)					68 (1)	399	61					55		
5	264 (12)	56				52					85	419	64				60			
6	270 (8)	60				54					90 (1)	360	64					53		
7	268 (2)	67				62 (4)					90	362	64				58			
8	279 (9)	66	76			72 (4)					90	357	64					69		
9	249 (13)	67	79			67 (7)					161 (2)		64				68			
10	222 (7)	67	89			67 (3)					204 (1)		64					68		
11	155 (8)	71	80			69			58		201		69				68			
12	170 (8)	70				69 (5)					176 (4)		71					70		
13	171 (15)	59				71 (1)					167 (4)		68				71			
14	180 (13)	60				72 (2)					165 (5)		70					71		
15	201 (7)	60				68 (3)					167 (4)		70				60 (1)			
16	161 (13)	63 (1)				56					185 (7)		70				56 (1)	51		
17	158 (9)		53						60	53 (3)	201 (4)		68				52			41
18	135 (12)		50	53						55	199 (3)		59				42	48		
19	243 (16)		46	45					51 (1)	49 (3)	199 (7)		68				49			39
20	273 (19)		47	45						51 (2)	214 (3)		53				87 (1)	58		
21	279 (17)		51 (1)						59 (1)	53 (2)	210 (4)		48				48	49		32
22	285 (17)		50	44						55 (1)	222 (5)		72				39	39 (1)		
23	284 (12)		57 (1)						60 (1)		233 (3)		76				50 (1)			
24	271 (9)		56	45						63 (3)	252 (4)		77				50 (1)			
25	288 (14)		58 (1)						59 (2)		264 (7)		60				48			
26	288 (12)		58 (2)	51						68 (1)	264 (5)		60				52			
27	291 (15)		58						65 (3)		270 (4)		59				56 (1)			
28	286 (8)		60 (2)	50						64 (7)	272 (12)		60				56 (2)			
29	288 (16)		63 (1)						68 (1)		280 (6)		56				58 (2)			
30	292 (20)		64 (1)	53						67 (7)	239 (6)		60				60 (2)			
令和元	285 (24)		66 (1)						69 (3)		278 (6)		60				56 (3)			
2	113 (9)		54	51						60 (3)	159 (7)		60				56 (1)			
3	248 (24)		64						67 (2)		272 (7)		60				59 (2)			
4	295 (24)		64 (3)	61						71 (6)	288 (8)		60				60 (5)			
5	293 (24)		63 (1)						64 (1)		262 (16)		60				51 (2)			
6	282 (19)		63 (3)	58						69 (8)	260 (21)		60				47 (1)			
7	279 (24)		63 (1)						64 (2)		250 (10)		60 (1)				48 (2)			
累計	15,252 (501)	1,190 (1)	1,919	1,208 (18)	612	1,525 (33)	272	414 (4)	1,757 (17)	841 (51)	907	4,937	6,937 (177)	1,957	3,031 (1)	2,807 (31)	1,004 (1)	112		

※( )はうち女性数



## 5 令和7年度消防本部別教育訓練状況

教育内容	初任教育		専科教育						幹部教育	特別教育									
	第1期	第2期	警防	火災調査	救急			救助	初級	警防活動	実科指導員	幹部特別			実火災訓練教育				
	151期	152期	21期	12期	156期	157期	158期	39期	53期	20回	28回	307回	308回	309回	25回	26回	27回	28回	
	入校数																		
消防本部名	修了者数	140	140	63	64	85	84	82	60	48	60	38	3	1	3	18	18	18	18
		140	139	63	64	85	84	81	60	48	60	39	3	1	3	18	18	18	18
川口市	79	12	10	5	5	5	8	8	5	4	6	2			1	2	2	2	2
さいたま市	119	23	23	8	10	10	10	10	8	5	10	2							
蕨市	8	1		1	1	1			1	1							1		1
上尾市	36	7	7	2	2	3	3	3	2	1	2	1				1	1	1	
戸田市	20	4	4	1	1	2	2	2	1		1	1				1			
埼玉県央広域	41	6	6	2	3	4	4	4	2	3	2	1				1	1	1	1
川越地区	36		3	3	2	5	5	5	3	2	2	2					2		2
埼玉西部	87	14	14	5	5	8	8	8	5	6	6	3						3	2
比企広域	24	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2		1		1	1	1	
埼玉県南西部	50	6	6	4	4	4	4	4	3	2	3	2				2	2	2	2
坂戸・鶴ヶ島	33	3	4	2	2	4	4	4	2	2	1	2					1	1	1
入間東部地区	34	4	4	2	2	3	3	3	2	3	2	2				1	1	1	1
西入間広域	25	5	5	1	1	2	2	2	1	1	1	2					1		1
熊谷市	30	4	4	2	2	2	3	3	2	2	2	2				1		1	
行田市	16	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1						1		1
秩父	20	3	3	1	1	2	2	2	1	1	1	2				1			
児玉郡市広域	24	3	3	2	2	2	2	2	1	2	1	2	1			1			
深谷市	25		4	2	2	2	2	2	2	1	2	2	1		1	1		1	
越谷市	42	8	7	3	3	4	4	3	3	2	2	1				1		1	
羽生市	9	1	1	1	1	1			1	1	1					1			
草加八潮	37	6	5	3	2	3	3	2	3	2	3	1				1	1	1	1
春日部市	34	6	6	2	2	4	3	3	2	1	2	1				1		1	
蓮田市	20	2	2	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1		1		1		1
三郷市	26	4	3	1	1	3	3	3	1	2	2	1					1		1
埼玉東部	59	12	9	6	5	4	4	3	4		4	4				1	1	1	1
吉川松伏	8	1	1		1	2			1	1	1								

## 令和7年度消防本部別教育訓練状況

(救急救命士養成担当)

教育内容 / 本部名	養成教育					特別教育	
	養成教育	事前教育			ビデオ喉頭鏡 による気管挿管 追加講習 第1回	指導救命士 養成研修	
		第1回	第2回	第3回			
本部名	計画数	30	30	30	30	30	30
	修了者数	30	21	30	9	18	24
さいたま市	14	5	2	5			2
熊谷市	5	1		1		3	
川口市	6	2	1	2			1
行田市	1		1				
春日部市	4	1	1	1			1
羽生市	2	1		1			
深谷市	4		1	1		1	1
上尾市	5	1	1	1			2
越谷市	5	1		1	1	1	1
蕨市	2	1		1			
戸田市	2			1			1
三郷市	4	1	1		1		1
蓮田市	3	1		1			1
埼玉県南西部	5	1	1	1	1		1
秩父	2		1		1		
入間東部地区	6	1	1	1		2	1
吉川松伏	2		1				1
児玉郡市広域	9	1		1		6	1
坂戸・鶴ヶ島	5	1	1	1	1		1
比企広域	4	2	1	1			
川越地区	5	1	1	1	1		1
埼玉県央広域	4	1	1	1			1
西入間広域	3	1		1			1
埼玉西部	13	3	3	3	2		2
埼玉東部	8	2	1	2	1		2
草加八潮	9	1	1	1		5	1

## 第3 参 考 資 料

### 1 埼玉県消防学校校則

昭和53年12月26日  
埼玉県規則第87号

〔沿革〕昭和57年3月26日規則第17号、平成元年4月11日規則第48号、平成5年3月31日規則第40号、平成16年3月30日規則第31号、平成19年4月1日規則第55号、平成20年8月29日規則第78号、令和3年12月3日規則第77号改正

埼玉県消防学校校則をここに公布する。

埼玉県消防学校校則

埼玉県消防学校管理規則（昭和35年埼玉県規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、埼玉県消防学校（以下「学校」という。）における教育訓練に関し必要な事項を定めるものとする。

（教育訓練の内容）

第2条 学校における教育訓練の種類並びに対象及び内容は、別表のとおりとする。

2 前項の教育訓練の種類ごとの教科目、時間数その他の教育訓練に関し必要な事項は、消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）及び救急救命士学校養成所指定規則（平成3年文部省・厚生省令第2号）第4条第4項に規定する指定基準により学校の長（以下「校長」という。）が定めるものとする。

（休業日）

第3条 教育訓練を行わない日は、次の各号に定める日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 四 その他校長が臨時に定める日

2 校長は、必要があると認めるときは、前項に規定する日であっても、教育訓練を行うことができる。

（入校資格）

第4条 学校に入校することができる者は、消防職員若しくは消防団員又は自衛消防組織その他の消防活動を行う自主的な防災組織の構成員（以下「自衛消防組織等の構成員」という。以下同じ。）であって、任命権者（自衛消防組織等の構成員にあつては、市町村長、消防長その他校長が指定する者とする。以下同じ。）の推薦を受けた者とする。

（入校者の推薦）

第5条 任命権者は、消防職員又は消防団員を入校させようとするときは様式第1号の推

薦書を、自衛消防組織等の構成員を入校させようとするときは別に校長が定める推薦書を校長に提出しなければならない。

(入校者の決定)

第6条 校長は、前条の推薦書を受理したときは、速やかに、選考により入校者を決定し、その結果を様式第2号の入校決定通知書により任命権者に通知するものとする。

(宣誓)

第7条 前条の規定による入校の決定を受けた者（以下「学生」という。）は、入校に際し、校長の定めるところにより宣誓しなければならない。

(寮生活)

第8条 学生は、教育訓練の期間中は、寮に入らなければならない。ただし、校長が特に認める場合は、この限りでない。

(退校)

第9条 任命権者は、学生を退校させようとする場合は、様式第3号の退校願書を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

(懲戒処分)

第10条 校長は、教育訓練上必要があると認める場合は、学生に懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、退校、謹慎及び訓告とする。

3 前項の退校は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- 一 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- 三 学校の秩序を乱した者

4 校長は、第1項の規定による懲戒処分をした場合は、速やかに、その旨及び理由を任命権者に通知しなければならない。

(卒業証書等の授与)

第11条 校長は、別表に規定する初任教育の過程を修了した学生に対しては様式第4号の卒業証書を、その他の教育訓練の課程を修了した学生に対しては様式第5号の修了証書を授与する。

(表彰)

第12条 校長は、成績が優秀であり、又は他の模範となるような行いがあった学生を表彰することができる。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、教育訓練の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和54年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和54年1月1日前に入校した学生に係る教育訓練については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年 5 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号及び様式第 3 号から様式第 7 号までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(埼玉県救急救命士養成所規則の廃止)

2 埼玉県救急救命士養成所規則(平成 11 年埼玉県規則第 31 号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県消防学校校則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

#### 別表(第 2 条関係)

種類	対象及び内容
初任教育	新たに採用された消防職員に対して行う基礎的な教育訓練
基礎教育	任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的な教育訓練
専科教育	現任の消防職員に対して行う特定の分野に関する専門的な教育訓練
	基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的な教育訓練
幹部教育	消防職員のうち、消防司令補以上の階級にある者及び当該階級への昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練
	消防団員のうち、班長以上の階級にある者及び当該階級への昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練
救急救命士養成教育	消防職員に対し、救急救命士法に基づく救急救命士国家試験受験資格取得のために行う教育訓練
特別教育	消防職員及び消防団員に対し、初任教育、基礎教育、専科教育、幹部教育及び救急救命士養成教育以外の教育訓練で特別の目的のために行うもの
その他の教育	自衛消防組織等の構成員であって校長が必要と認めるものに対して行う教育訓練

## 埼玉県消防学校細則

昭和54年1月1日制定  
最終改正令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、埼玉県消防学校校則（昭和53年埼玉県規則第87号、以下「校則」という。）第13条の規定に基づき、救急救命士養成教育に関するものを除いた教育訓練に関して必要な事項を定めるものとする。

(学級の編成等)

第2条 校則第2条第2項に定める教育訓練の種類ごとの種別である科には、期番を付するものとする。

2 前項の教育訓練を受ける1学級の学生数は、次のとおりとする。

- 一 初任教育においては、40人以下とする。
- 二 専科教育においては、50人以下とする。
- 三 前各号の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、この数を超えることができる。

(単位時間等)

第2条の2 教育訓練の1単位時間は50分とし、1日8時間を基に編成するものとし、授業日課は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、教育訓練の1単位時間、1日の時間数及び授業日課を変更することができる。

(遠隔授業)

第2条の3 教育訓練における授業のうち、講義については、次のいずれかに該当する場合、遠隔授業により行うことができる。

- 一 集合授業と同等の双方向性(対話性)に相当する教育効果を有すると認められる場合。
- 二 台風、地震等の発生又は新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染症の感染拡大防止のため、集合授業による授業の実施が困難若しくは学生の登校が困難となる場合。
- 三 その他、校長が必要と認める場合。

2 前項の規定にかかわらず、特別教育にあつては、目的に応じて適宜、遠隔授業により行うことができる。

(宣誓)

第3条 校則第6条により入校の決定を受けた者は、別記様式1の宣誓書を校長に提出するものとする。

(寮生活)

第4条 入寮期日は、別に定める。

2 寮生活においては、法令その他諸規程を遵守しなければならない。

3 寮生活において、教育目的が十分に達せられないと認めるときは、通学を命じることができる。

(卒業等)

第5条 校則第11条に定める卒業証書等は、本細則に定めるもののほか、別に定める卒業等の基準を満たし、かつ校長が、卒業させ、又は修了させることを適当と認めた学生に対

し授与するものとする。

2 初任教育における評定結果は、別記様式2により任命権者に提供するものとする。  
(欠席等)

第6条 授業を欠席しようとする者は、校長及び任命権者に届け出るものとする。  
(教育実施上の留意事項)

第7条 教育を実施する場合、次の事項に留意するものとする。

- 一 学生の個別指導に意を用いること。
- 二 学生に対する情操のかん養に意を用いること。
- 三 学生に対する厚生、娯楽に意を用いること。
- 四 保健衛生の管理に意を用いること。
- 五 学生に対する規律の保持に努めること。

2 その他教育訓練の運営上必要な事項については、別に定める。  
(施設の利用)

第8条 学校の施設等を教育訓練以外に使用とする場合は、校長の承認を受けるものとする。  
(火災予防)

第9条 火災予防には、細心の注意を払い、絶対に火災を発生させてはならない。

2 火災予防の一般的な心得は、別に定める「学校消防計画」による。  
(火災防ぎよ)

第10条 校内及び近隣等に火災、その他災害が発生したときは、別に定める「学校消防計画」により、行動するものとする。  
(非常呼集等)

第11条 非常呼集等は、次の場合に行う。

- 一 非常呼集は、地震、風水害等非常時の場合。
- 二 火災呼集は、校内、近隣等に火災が発生した場合。
- 三 非常点呼は、緊急に人員を掌握する必要がある場合。
- 四 訓練呼集は、非常及び火災呼集の訓練を行う場合。

別表 (第2条の2関係)

第1時限	8:40～9:30
第2時限	9:30～10:20
第3時限	10:40～11:30
第4時限	11:30～12:20
第5時限	13:20～14:10
第6時限	14:10～15:00
第7時限	15:20～16:10
第8時限	16:10～17:00

附 則  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、令和5年10月17日から施行する。

附 則  
この規則は、令和6年3月7日から施行する。

附 則  
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

宣 誓 書

私たちは、消防職員の責務を深く自覚し

埼玉県消防学校校則その他の諸規程を守り

勉学に専念することを固く誓います。

年 月 日

埼玉県消防学校長様

氏 名 印

別記様式2（第5条関係）

評 定 表（表）

第\_\_\_\_\_期初任教育 \_\_\_\_\_組

所属\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_

教科目		点数	表彰関係	
学科	法学基礎・消防法	点	種類	
	消防組織制度	点	知事表彰	最優秀賞
	服務と勤務	点	学校長 表 彰	優秀賞
	理化学	点		努力賞
	予防広報	点		特別賞（表彰名）
	危険物	点		感謝状
	消防用設備	点		
	査察	点		
	建築	点		
	安全管理	点		受講・生活態度の評価※
	特殊災害と保安	点	評価項目	評価ランク
	火災防ぎよ	点	規範性	
	火災調査	点	責任感	
	防災	点	協調性	
	救急学科	点	積極性	
	消防機械・ポンプ	点	入校中の役割	
実科	訓練礼式	点		
	消防活動訓練	点	資格等の取得	
	救助訓練	点	免状等の種類	取得年月日
	機器取扱訓練	点		
	救急	点		
受講・生活態度	点	出欠席等の状況		
懲戒処分等の減点	点	総時間	時間	
合計	点	欠席時間	時間	
順位（ _____ 人中）	位	出席率	%	
備考				

※ 受講・生活態度の評価基準は、裏面を参照ください。

(裏)

受講・生活態度の評価基準について (参考)

1 評価項目と評価ランク

① 規範性

- A：しっかりと規則を守り、態度・姿勢は他の学生の模範となる。
- B：しっかりと規則を守ることができる。
- C：規則を守ることができる。
- D：規則遵守の軽視、時々注意を受けることが見受けられる。

② 責任感

- A：自分の役割に責任を持ち、誠意ある対処の姿勢は他の学生の模範となる。
- B：自分の役割に責任を持ち、しっかりと最後までやり抜くことができる。
- C：自分の役割に責任を持った行動ができる。
- D：約束を守れない場面、指導や助言を必要とする場面が見受けられる。

③ 協調性

- A：しっかりと他の意見を聴き、他と協力する姿勢は他の学生の模範となる。
- B：他の意見を聴く姿勢が行動に表れ、他と協力することができる。
- C：他の意見を聴き、他と協力することができる。
- D：周囲に協力する余裕がない、自分の都合を優先することが見受けられる。

④ 積極性

- A：積極的な発言や意見、意欲的に行動する姿勢は他の学生の模範となる。
- B：自ら進んで発言や意見すること、積極的に行動することができる。
- C：自発的な発言や意見、自ら行動することができる。
- D：自ら進んでの発言や意見、自ら行動することが少なく見受けられる。

2 評価の方法

学級毎の相対評価

相対割合 A：10% B：20% C：60% D：10%

救急救命士の養成及び救急救命士に対する教育訓練に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、埼玉県消防学校校則（以下「校則」という。）第2条第2項及び第13条の規定に基づき、救急救命士の養成及び救急救命士に対する教育訓練（以下「教育訓練」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 教育訓練を実施する施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称：埼玉県消防学校救急救命士養成課程

所在地：さいたま市中央区新都心1番地2

2 (削除)

(教育訓練の名称等)

第3条 教育訓練の名称、内容、定員、期間及び学級数（開催回数）は、次のとおりとする。

教育訓練の名称		内 容	1学級又は1開催の定員	期 間	学級数・開催回数
救急救命士	救急救命士養成教育訓練	救急救命士学校養成所指定規則（平成3年文部省・厚生省令第2号）第4条第4項に規定する指定基準に基づき校長が定める教育訓練	30人	6月以上で別に定める期間	1学級
養成教育	救急救命士養成事前教育訓練	救急救命士養成教育訓練その他これに準ずる教育訓練を受ける予定者に対して行う教育訓練	30人	5日以内で別に定める期間	3回
特別教育	救急救命士特別教育訓練（指導救命士養成研修）	指導救命士に必要とされる知識及び技術を習得させる教育訓練	30人	16日以内で別に定める期間	1回

2 前項に定める救急救命士養成教育訓練の教育内容、単位数及び時間数は、別表のとおりとし、その他の教育訓練の教育内容及び時間数は、毎年度埼玉県消防学校の長（以下「校長」という。）が定めるものとする。

(入校の資格)

第4条 教育訓練を受講することができる者は、任命権者の推薦を受けた次のものとする。

教育訓練の名称	要件
救急救命士養成教育訓練	救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第14条に規定する課程を修了し、同法施行規則第15条に規定する期間以上救急業務に従事した者
救急救命士養成事前教育訓練	救急救命士養成教育訓練その他これに準ずる教育訓練の受講が予定されている者
救急救命士特別教育訓練 （指導救命士養成研修）	所属の消防長が指導救命士として埼玉県メディカルコントロール協議会に推薦をするために研修を必要とする者。 （「埼玉県メディカルコントロール協議会指導救命士認定要領」第3条（第6号を除く各号）の要件を満たし、指導救命士養成研修修了後、直ちに同要領第4条に基づく認定の申請ができる者。）

（宣誓）

第5条 校則第6条に定める入校の決定を受けた者（以下「学生」という。）のうち救急救命士養成教育訓練（以下「養成教育訓練」という。）の学生は、校則第7条の規定により、様式第1号の宣誓書を校長に提出しなければならない。

（欠席）

第6条 授業を欠席しようとする学生は、校長及び任命権者に届け出るものとする。

（単位認定試験）

第7条 養成教育訓練の学生は、単位認定試験又は実習評価により別表の教育内容ごとに評価を受け、単位を修得しなければならない。

- 2 各教育内容ごとの授業時間数の3分の1を超えて欠席した者は、前項の単位認定を受けることができない。ただし、教育期間中に補講その他これらに代わる方法で、校長が講義の欠席時間数を十分補完できると認めるときは、この限りでない。
- 3 単位認定試験は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。
- 4 単位認定試験に不合格であった学生のうち、校長が必要と認めた者は再試験を受けることができる。
- 5 校長は、疾病、負傷その他やむを得ない理由により単位認定試験を受けることができなかった学生に追試験を受けさせることができる。

（単位認定試験の成績評価）

第8条 養成教育訓練の単位認定に係る成績評価は、次のとおりとする。

- (1) 秀 90点～100点
- (2) 優 80点～89点
- (3) 良 70点～79点
- (4) 可 60点～69点
- (5) 不可 59点以下

- 2 再試験及び追試験を受けた場合は、70点以上であっても「可」に区分する。
- 3 前条第5項の規定により、校長が疾病、負傷その他やむを得ない理由により単位認定試験を受けることができなかつたと認めた学生が追試験を受けたときは、校長は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定に基づく成績評価を行うことができる。

(記 録)

第9条 養成教育訓練においては、単位修得の認定状況、授業出席状況等を埼玉県消防学校救急救命士養成課程学籍簿に記録するものとする。

(修了の認定)

第10条 修了の認定は、成績（養成教育訓練にあつては単位修得の認定状況）、受講時間数等を総合的に勘案して学校長が行う。

- 2 欠席時間が講義（演習、グループワークを含む。）及び実習の各授業時間数の3分の1を超える学生については、所定の教育訓練を修了したと認めないものとする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年3月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年12月1日から施行する。

なお、別表「救急救命士養成教育訓練の教育内容、単位数及び時間数」の改正については、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表

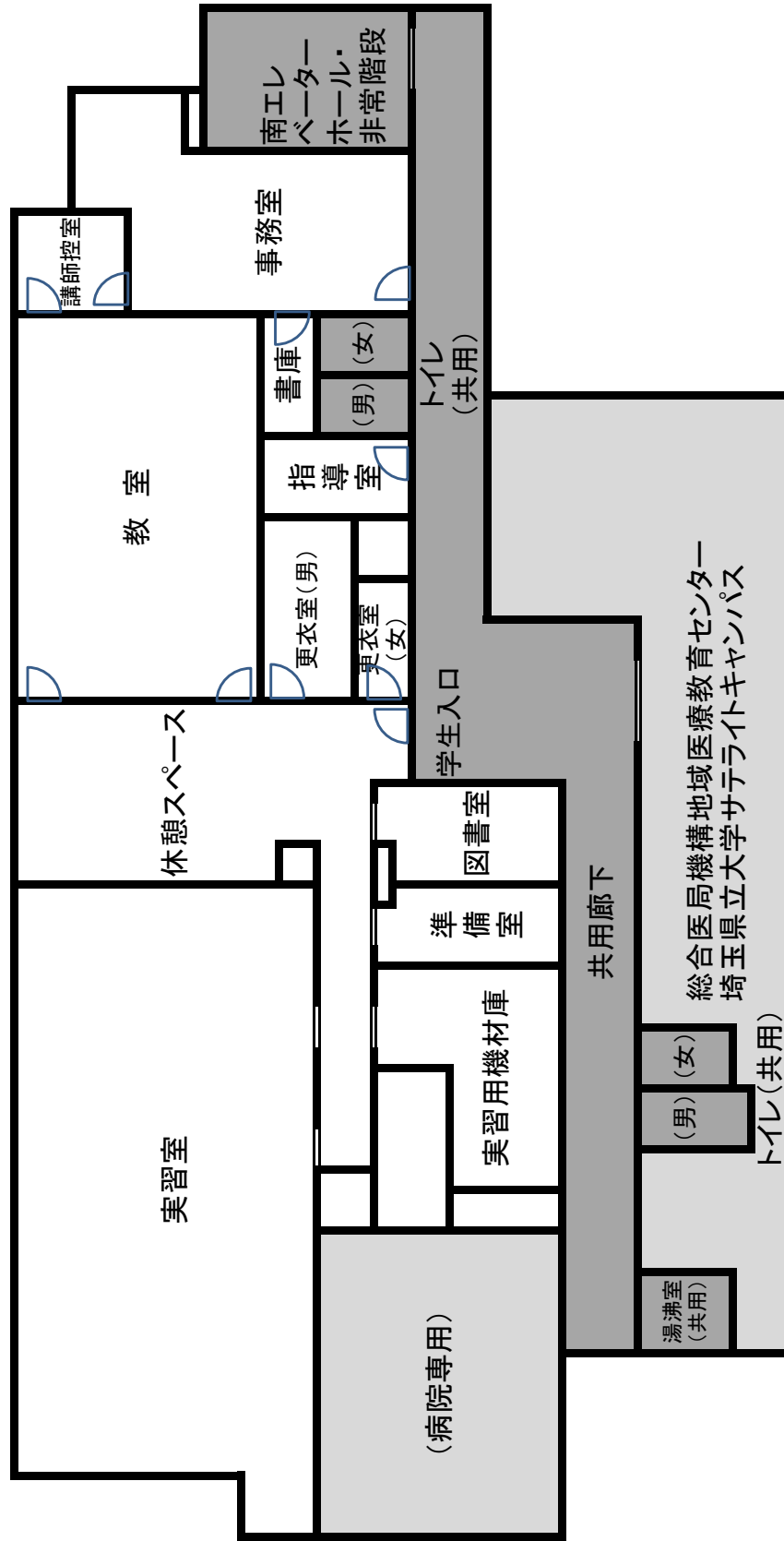
## 救急救命士養成教育訓練の教育内容、単位数及び時間数

カリキュラム				
分野	教育内容	単位数	時間数	
			最低	最大
1 専門教育分野	1-1 人体の構造と機能	3	45	90
	1-2 疾患の成り立ちと回復の過程	2	30	60
	1-3 健康と社会保障	1	15	30
	計	6	90	180
2 専門分野	2-1 救急医学概論	4	60	120
	2-2 救急症候・病態生理学	6	90	180
	2-3 疾病救急医学	5	75	150
	2-4 外傷救急医学	2	30	60
	2-5 環境障害・急性中毒学	1	15	30
	2-6 臨地実習	9	405	449
	計	27	675	989
合計		33	765	1169

※ 科目別時間数については、上記カリキュラムの最低時間数を下回らないよう、校長が毎年度定める。

救急救命士養成課程 平面図

埼玉県立小児医療センター 8階



4 消防学校校歌・吹上寮寮歌

消防学校校歌

作詞 宮澤幸二  
作曲 奥村 一

一  
驚るふるさと 埼玉の  
人住むところ 安かれど  
若き思いの うた高く  
力を合わせ 消防の  
使命に生きて 集う われら  
ああ 迷いなく 恐れなし  
火にも 水にも 嵐にも

二  
磨く技能に 誇り持ち  
町にも野にも 幸あれど  
いのち明るく 励みつつ  
明日を慕く 防災の  
気遣に満ちて 進む われら  
ああ 迷いなく 恐れなし  
火にも 水にも 嵐にも

吹上寮寮歌

作詞 宮澤幸二  
作曲 奥村 一

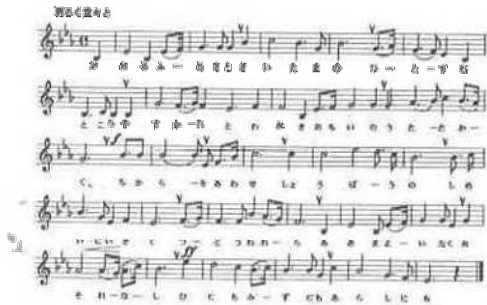
一  
胸に 燃ゆる火 男児の火  
清く この世に 吹き上げて  
春 荒川の さくら花  
ひらく 光を 君知るや

二  
遠く 北から 南から  
山河 みどりの 風よ 吹け  
わが 夏の日に 友ありて  
夢を 告げ合い 飛ぶ螢

三  
人と 生まれて 踏む道は  
いのち 懸けつつ 辿るもの  
秋 澄み渡る 武蔵野の  
月上行手を 今照らせ

四  
秋又 星なく 惑う夜も  
若き 誓いの こえ 消えず  
ああ 氷雪の 冬すぎて  
望み 新たに わく勇氣

消防学校校歌



吹上寮寮歌



## 5 県内消防本部一覧

令和8年4月1日現在

消防本部名	所在地	電話番号(FAX)
さいたま市消防局	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤6-1-28	048-833-1231
		(048-833-7641)
川口市消防局	〒333-0848 川口市芝下2-1-1	048-261-3119
		(048-261-5955)
熊谷市消防本部	〒360-0811 熊谷市原島675-1	048-501-0119
		(048-521-1207)
行田市消防本部	〒361-0023 行田市長野4389-1	048-550-2119
		(048-556-8151)
春日部市消防本部	〒344-0035 春日部市谷原新田2097-1	048-738-3111
		(048-735-1536)
羽生市消防本部	〒348-0065 羽生市藤井下組990-1	048-565-1919
		(048-565-1177)
上尾市消防本部	〒362-0013 上尾市上尾村537	048-775-1311
		(048-775-2230)
越谷市消防局	〒343-0025 越谷市大沢2-10-15	048-974-0101
		(048-977-1199)
蕨市消防本部	〒335-0005 蕨市錦町5-1-22	048-441-0119
		(048-441-0181)
戸田市消防本部	〒335-0021 戸田市新曾1875-1	048-420-2119
		(048-442-0119)
三郷市消防本部	〒341-0038 三郷市中央5-45-4	048-952-1211
		(048-952-1544)
蓮田市消防本部	〒349-0133 蓮田市閏戸178-1	048-768-0119
		(048-768-9937)
深谷市消防本部	〒366-0029 深谷市上敷免858	048-571-0119
		(048-571-5898)

令和8年4月1日現在

消防本部名(組合名)	所在地	電話番号(FAX)
埼玉県南西部消防局	〒351-0023 朝霞市溝沼1-2-27	048-460-0119
		(048-463-0493)
秩父消防本部 (秩父広域市町村圏組合)	〒368-0021 秩父市下宮地町10-25	0494-21-0119
		(0494-21-0124)
入間東部地区事務組合消防本部 (入間東部地区事務組合)	〒356-0058 ふじみ野市大井中央1-1-19	049-261-6000
		(049-261-4395)
吉川松伏消防組合消防本部 (吉川松伏消防組合)	〒342-0016 吉川市会野谷481	048-982-3931
		(048-981-7150)
児玉郡市広域消防本部 (児玉郡市広域市町村圏組合)	〒367-0035 本庄市西富田904-3	0495-24-0119
		(0495-24-8393)
坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 (坂戸・鶴ヶ島消防組合)	〒350-0221 坂戸市鎌倉町16-16	049-281-3119
		(049-284-9900)
比企広域消防本部 (比企広域市町村圏組合)	〒355-0073 東松山市上野本1300-1	0493-23-2266
		(0493-22-3905)
川越地区消防組合消防局 (川越地区消防組合)	〒350-0823 川越市神明町48-4	049-222-0700
		(049-225-2564)
埼玉県央広域消防本部 (埼玉県央広域事務組合)	〒365-0062 鴻巣市箕田1638-1	048-597-2002
		(048-597-3716)
西入間広域消防組合消防本部 (西入間広域消防組合)	〒350-0441 毛呂山町岩井2451	049-295-0119
		(049-295-0239)
埼玉西部消防局 (埼玉西部消防組合)	〒359-1118 所沢市けやき台1-13-11	04-2924-0119
		(04-2929-9127)
埼玉東部消防組合消防局 (埼玉東部消防組合)	〒346-0021 久喜市上早見396	0480-21-0119
		(0480-26-9311)
草加八潮消防局 (草加八潮消防組合)	〒340-0012 草加市神明2-2-2	048-924-0119
		(048-928-8338)

## 消防組合の管轄地域

消防本部名称	構成市町村
埼玉県南西部消防局	朝霞市、志木市、和光市、新座市
秩父消防本部	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
入間東部地区事務組合消防本部	富士見市、ふじみ野市、三芳町
吉川松伏消防組合消防本部	吉川市、松伏町
児玉郡市広域消防本部	本庄市、美里町、上里町、神川町
坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	坂戸市、鶴ヶ島市
比企広域消防本部	東松山市、滑川町、吉見町、嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村
川越地区消防組合消防局	川越市、川島町
埼玉県央広域消防本部	鴻巣市、桶川市、北本市
西入間広域消防組合消防本部	毛呂山町、越生町、鳩山町
埼玉西部消防局	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
埼玉東部消防組合消防局	加須市、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
草加八潮消防局	草加市、八潮市
上尾市消防本部	上尾市、伊奈町

# 消 防 学 校 要 覧

令和8年4月発行

発行 埼玉県消防学校

〒369-0131 埼玉県鴻巣市袋30

☎048-548-5411 / FAX048-547-1040

E-mail : k485411@pref.saitama.lg.jp

救急救命士養成担当

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心1-2

☎048-601-5101 / FAX048-601-5102

E-mail : p539999@pref.saitama.lg.jp